

安平町復興まちづくり計画

第1章 安平町復興まちづくり計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成30年9月6日、午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震は、道内各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに多くの方々が負傷し、また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電（ブラックアウト）によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、暮らしや経済活動に広範かつ多大な影響を与えました。

安平町においては震度6強を観測する大きな地震となり、多くの町民が被災しました。幸いにも死亡者はいなかったものの、重傷者等の人的被害や9割以上の住宅が損壊するほか、公共施設や地域経済が甚大な被害を受け、今もなお多くの被災者が応急仮設住宅等での不便な生活を余儀なくされています。

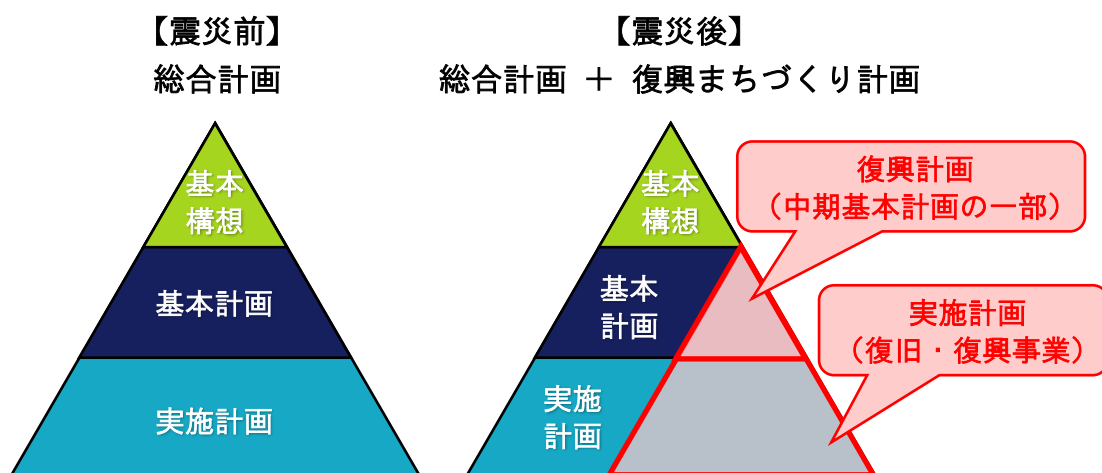
復興まちづくり計画は、激甚災害という今まで経験したことのない難局を安平町が一丸となって乗り越え、町民の生活再建に向けて、復旧^{※1}から復興^{※2}へと将来を見据えた取組みを進めるため、今後のまちづくりの基本的な考え方と主要な取組みを示すものです。

※1 復旧：震災の前の元の状態に戻すこと ※2 復興：震災の前よりプラスの状態をつくり出すこと

2. 計画の位置づけ

復興まちづくり計画は、安平町の復興を目指し、今後のまちづくりの基本的な計画として策定するものであり、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針として策定した『第2次安平町総合計画（平成29年3月策定）』と一体的に推進することが不可欠であることから、第2次安平町総合計画 中期基本計画の一部として位置づけます。

計画の位置づけイメージ



基本構想：長期的な指針として、将来像を示すもの

基本計画：中期的な指針として、施策や事業の方向性を示すもの

実施計画：主要事業の具体的な内容（予算編成の指針）

3. 計画の対象地域

対象地域は「安平町全域」とします。

4. 計画期間

復興まちづくり計画の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

ただし、復興に向けては、長期的な視点を持って取り組むべき課題も多いため、令和5年度以降については、『第2次安平町総合計画 後期基本計画（令和5年度～令和8年度）』の中で復興後のまちづくりに関する内容を盛り込み継続して取り組んでいくこととします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	中期基本計画				後期基本計画			
復興計画	復興まちづくり計画							
復旧期	→							
復興期		→						
復興発展期				→				

【復旧期】 全ての町民が生活再建の見通しを立てられるよう、生活基盤や社会基盤の復旧などを目指す期間

【復興期】 復旧された生活基盤や社会基盤をもとに、本格的な復興を目指す期間

【復興発展期】 安平町が魅力と活力ある町として生まれ変わり、発展していく期間とし、次期総合計画である「第3次安平町総合計画」へと引き継ぐもの

第2章 北海道胆振東部地震の状況

1. 地震の概況

平成30年9月6日、午前3時7分に、胆振地方中東部を震源とするマグニチュード（M）6.7の地震が発生し、安平町で震度6強を観測したほか、厚真町で震度7、むかわ町で震度6強を観測しました。

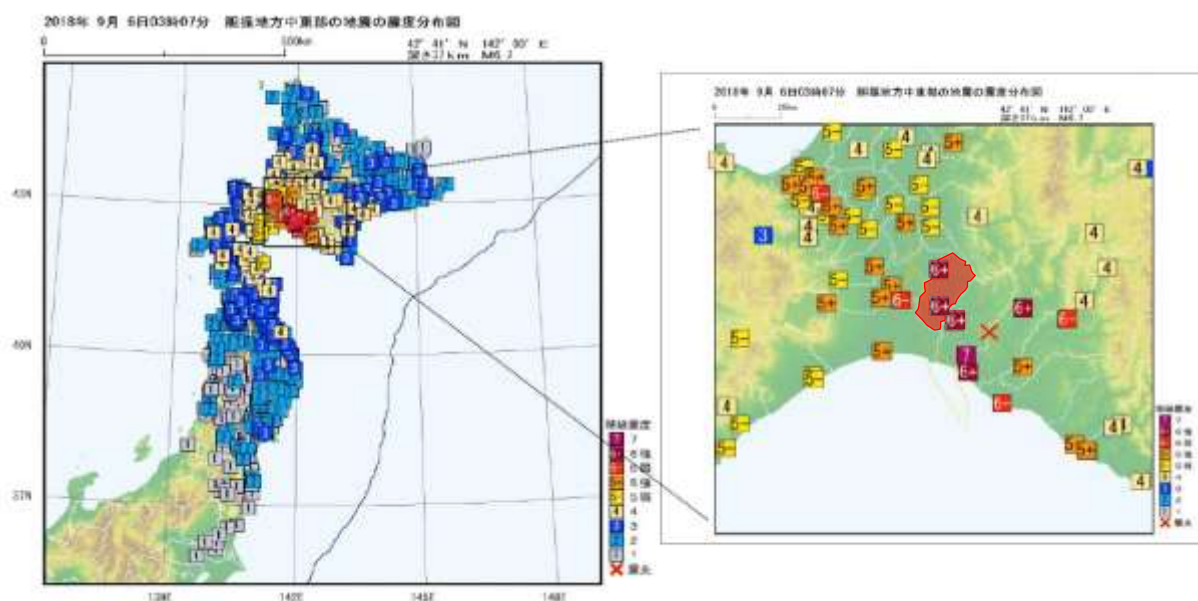


図 震度分布図（最大震度7を観測した9月6日、午前3時7分の地震の震度分布）

〔参照元〕北海道胆振東部地震災害検証委員会資料

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/saigaikenshouH30.htm>

【地震の概況】

- 発生日時 …… 平成30年9月6日午前3時7分
- 震源地 …… 胆振地方中東部（北緯42.7度東経142.0度）
- 震源の深さ …… 37km
- 地震の規模 …… マグニチュード6.7
- 安平町の震度 …… 震度6強
- 余震の状況

平成30年9月6日～11月11日まで震度1以上の地震回数

震度6強：1回、震度4：8回、震度3：29回、震度2：70回、震度1：137回
余震合計245回（気象庁ホームページより）

平成31年2月21日 震度5強を観測

2. 被害の状況

(1) 人的被害の状況

安平町における人的被害は、死亡者：0名、重傷者：7名、軽傷者：10名となっています。

(2) 建物被害の状況

安平町では、全住家の約94%にあたる2,940棟が被害を受けており、また、倉庫・物置・空き家等の非住家についても約78%にあたる3,076棟が被害を受けています。

表 安平町内の建物被害の状況 (R1. 9. 30時点)

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	無被害	合計
住家	93	56	310	2,481	186	3,126
非住家	343	62	493	2,178	871	3,947
合計	436	118	803	4,659	1,057	7,073

被害を受けた住家については、住家が集中しているJRの4駅周辺の市街地において被害を受けた戸数が多くなっています。

一方で、郊外部においては住家戸数・密度が低いため、市街地と比べて戸数としては多くはありませんが、住家が高い割合で被害を受けており、地区単位での被害は市街地よりも郊外部の方が深刻な状況であったと考えられます。

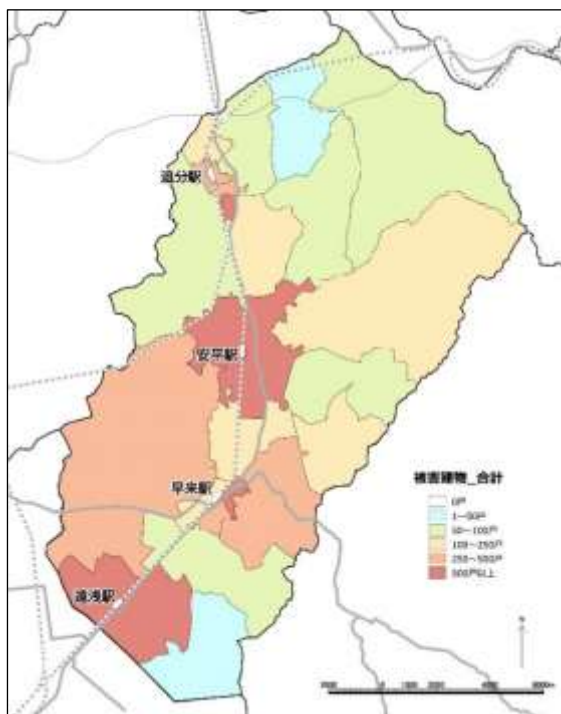


図 地区別・被害住家の棟数

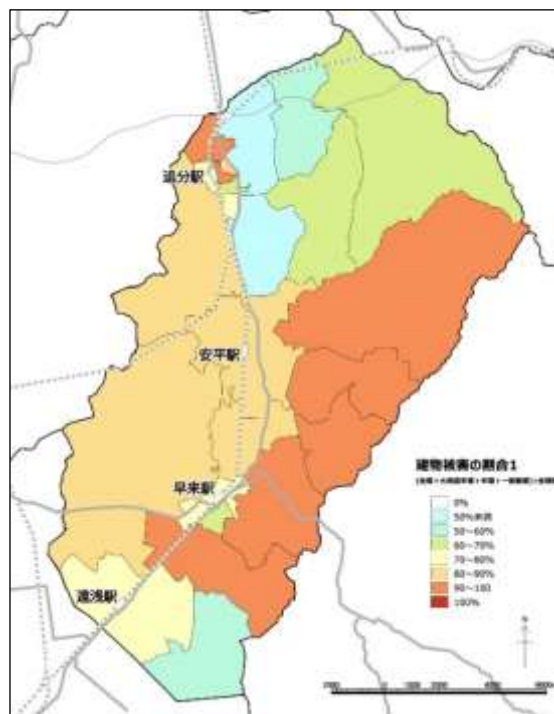


図 地区別・被害住家の割合

なお、これらの建物被害の状況は、新潟大学、富山大学の協力を受け、内閣府のガイドラインに基づき町内の全棟全戸に対して建物被害認定調査を実施し、把握しています。

(3) インフラ被害の状況

【道路】

右図に示す区間が被害を受け、通行止め、あるいは片側交互通行が現在も継続している箇所が残っています。国道234号をはじめとする緊急輸送道路の被害はほぼありませんでしたが、主に道道、町道を中心に被害を受けています。

【上水道】

被害を受けた箇所は市街地部にありますが、このうち本管が損傷した影響により、全世帯で断水が生じました。

断水時は、国や自衛隊、応援市町などからの給水車の配置により対応しました。

断水は、復旧工事により23日後の9月29日に町内全域で解消されました。

【下水道】

市街地の管路施設及び早来・安平浄化センターが被害を受け、主に管路施設でたるみが生じたことにより流下機能の低下が発生しました。

【電気】

道内全域での停電（ブラックアウト）や断線・電柱倒壊により町内全世帯で電気が使用不能になり、発電機を使用して避難所に電力を供給するなどの対応を行いました。全町で完全復旧したのは12日後の9月18日となりました。

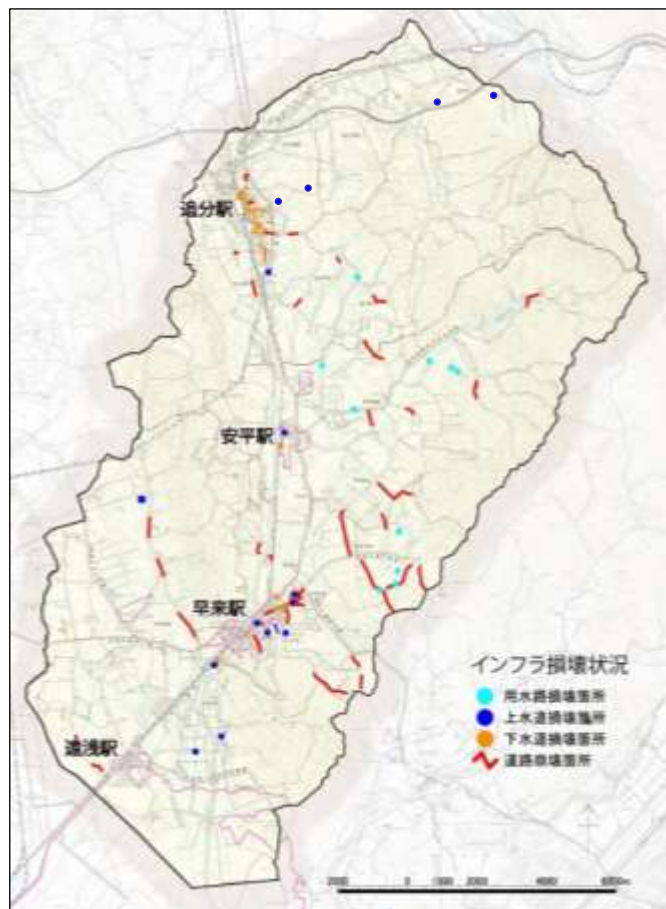


図 インフラ被害の状況

(4) 土砂災害の状況

今回の地震において土砂が大きく崩壊した箇所及び崩壊が多かった地質の分布を重ねると右図の通りとなります。

町内においても崩壊箇所及び崩壊の可能性が高い地質のエリアは見られるものの、市街地の大半は崩壊の可能性が高い地質のエリアからは外れています。

今回の地震では市街地でも家屋の被害は数多くありましたが、市街地においては地盤そのものが崩壊する危険性は比較的低いものと考えられます。国道 234 号以西にも崩壊の可能性が高い地質が広がるエリアがありますが、当該エリアでは崩壊はありませんでした。崩壊の危険性は地質だけではなく急傾斜の有無なども関連するため、崩壊の可能性の高い地質が崩壊する箇所ではないということがうかがわれます。

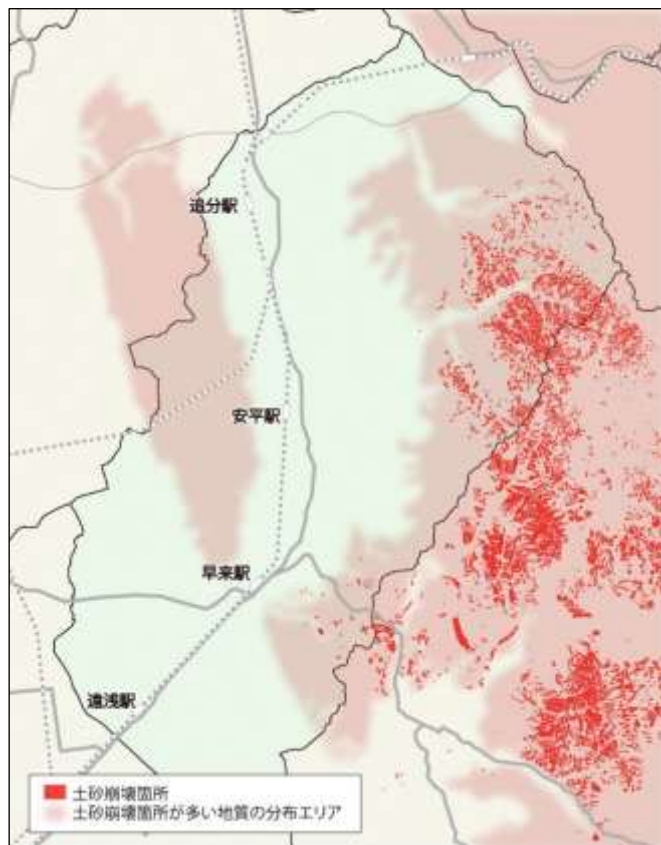


図 災害での土砂崩壊地点と地層分布

(5) 公共施設等の被害状況

学校教育施設では、追分小学校、早来中学校が被災し、校舎の使用ができない状況となりました。追分小学校については 3 学期（平成 31 年 1 月）から使用できるようになったものの、早来中学校については 3 学期から新たに整備した仮設校舎での授業となり、現在も仮設校舎での学校生活を余儀なくされています。

また、公園や公民館、じん芥処理場など多くの公共施設が被害を受けているほか、町内では墓石の倒壊等も多く、全体の約 63%の墓石が被害を受けている状況です。

3. 震災への対応

(1) 発災当時の動き

地震の発生を受け、町では以下のとおり、体制整備を行いました。

- 3:07 地震発生
- 3:15 総合庁舎開庁
- 3:25 庁舎内確認及び電話対応・記録班設置（職員登庁・住民及び電話対応）
- 3:33 職員メール配信による職員の安否確認・職員招集
- 3:40 災害対策本部設置（第3非常配備：全職員）
情報収集並びに職員による町内全域パトロール

(2) 避難所での対応

避難所は指定避難所9箇所、自主避難所4箇所の計13箇所を開設しました。

避難所では、9月6日の発災当日に7箇所（うち自主避難所1箇所）で516名を収容（22:00時点）し、最大避難者数は翌日の9月7日に7箇所（うち自主避難所2箇所）で718名を収容（22:00時点）しました。

最終的には、平成30年11月30日に全ての避難所が閉鎖となりました。



図 避難所の対応状況

表 避難所数（自主避難所含む）・避難者数の推移（各日 22:00 時点）

	9/6 (発災日)	9/7 (2日目)	9/8 (3日目)	9/12 (1週間)	9/19 (2週間)	9月末	10月末	11月末
避難所数	7	7	7	7	6	4	2	閉鎖
避難者数	516	718	540	316	228	134	45	0

(3) 避難指示等の状況

発災当時の避難勧告・指示については、危険（土砂崩れ）予見の段階でしたが、地震の震度や余震の状況、降雨状況等を総合的に判断し、直ちに避難指示を発出した地区もありました。

現在も避難指示が継続されている地区もあり、今後、隣接している斜面の対策工事等により安全性確保の確認後、総合的に判断して避難指示を解除する方針です。

表 避難指示・避難勧告の状況

	最大 (H30. 9. 11 時点)		現在 (R1. 12. 19 時点)	
	対象世帯	対象人数	対象世帯	対象人数
避難指示	81	149	4	5
避難勧告	43	114	—	—
合計	124	263	4	5

(4) 応急仮設住宅等の状況

住宅が被災した世帯、避難指示が出されている世帯など震災によって自宅に戻ることができない世帯に対して、災害救助法による応急救助として、北海道が応急仮設住宅や福祉仮設住宅を整備するとともに、民間賃貸住宅の借り上げによりみなし仮設住宅を用意したほか、町においても公営住宅の空き室への一時使用を認めるなどにより対応を行いました。

また、民間企業等の協力により、農家を中心にトレーラーハウスやモバイルハウスを個人の敷地内に設置するなど、応急仮設住宅等へ居住された世帯は最大で 171 世帯、301 人となっており、その後、住み替えが行われてきていますが、現在も 153 世帯、265 人が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている状況です。

表 応急仮設住宅等の状況

	最大		現在 (R1. 11. 29 時点)	
	世帯数	人数	世帯数	人数
応急仮設住宅	29	62	22	45
トレーラーハウス	7	19	7	18
モバイルハウス	8	21	8	21
みなし仮設住宅	44	86	39	76
公営住宅（一時使用）	47	77	41	69
福祉仮設住宅	36	36	36	36
合計	171	301	153	265

(5) 応援派遣職員等の状況

発災後、東胆振1市4町や北海道との応援協定、災害救助法による対口支援※（岩手県、新潟県）により、多くの職員を派遣いただいたほか、国や自衛隊などからも派遣いただき、避難所運営や被災家屋調査、災害復旧の技術支援などにご協力いただきました。

また、延べ約5,000人にのぼる多くのボランティアの方々にも全国各地から駆けつけていただき、住民ニーズに対応した多岐にわたる活動をしていただきました。ボランティアの活動については、安平町社会福祉協議会と学校法人リズム学園が共同で安平町災害ボランティアセンターを設置し、被災者のニーズ把握やボランティア活動の調整などを行ってきており、現在も継続して活動を行っています。

※ 対口支援.....大規模災害発生時に、総務省が被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原則と（たいこうしえん）して1対1で割り当て、担当する支援団体から応援職員を派遣する仕組み

(6) これまでの主な被災者支援策

町では発災後からこれまで主に以下のような支援策を実施してきたほか、災害救助法に基づく支援や、北海道やボランティア団体等による様々な支援策が実施されています。

表 町が実施した主な被災者支援策

<p>【義援金関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 被災証明区分に基づいて義援金を配分（災害義援金配分委員会にて決定） <p>【住宅関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公営住宅等使用料の減免○ 移住促進住宅使用料の減免○ 教員住宅使用料の減免○ 既存住宅耐震診断等費用補助金の交付○ 一部損壊住家修理金の交付○ 北海道胆振東部地震により被災した建物の滅失申請 <p>【生活関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町税の減免（個人町民税・国民健康保険税・固定資産税）○ 水道料金・下水道使用料の減免○ ぬくもりの湯入浴支援（無料開放・無料回数券交付）○ 安平町外の斎場使用における斎場使用料の差額助成○ あびらネットサービス利用料の減免 <p>【子育て・医療・福祉関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子ども園利用者負担額（保育料）の減免○ 国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免○ 医療施設等災害復旧費補助金の交付○ 安平町高齢者生活共同施設「ぼっぼ苑」の使用料の減免○ 安平町単身高齢者生活共同施設「はーと苑」の使用料の減免 <p>【商業関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 商工事業者等に対する災害見舞金の支給○ 仮設店舗の設置（早来地区3店舗） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 自治会等災害支援金の支給○ 平成30年北海道胆振東部地震により被災した安平町指定文化財補助金の交付

※ すでに終了した支援策もあります

第3章 町民の意向把握

1. 計画策定に向けた意向把握の考え方

計画の策定に向けては、『安平町町民参画推進条例』（平成26年12月施行）に基づき、町民参画の機会として、町民意向調査や関係団体へのヒアリングとともに、町民まちづくり懇談会や計画策定審議会である安平町未来創生委員会を開催し、いただいた意見等を計画に反映させています。

安平町町民参画推進条例（平成26年12月施行）

（町民参画の基本原則）

第3条 町民参画は、町民が自ら町政に参画する権利と機会を保障し、町民と町が協働のまちづくりを進めることを基本原則とする。

2. 意向把握の概要

（1） 町民意向調査

計画の策定に向けて、町外へ避難している世帯も含めた全世帯に対して、被災時の避難行動や復興のまちづくりに関する意向等の調査を実施しました。

① 調査の概要

調査期間..... 令和元年5月17日～令和元年6月3日

調査対象..... 安平町全世帯及び町外避難世帯

配布数..... 4,095世帯

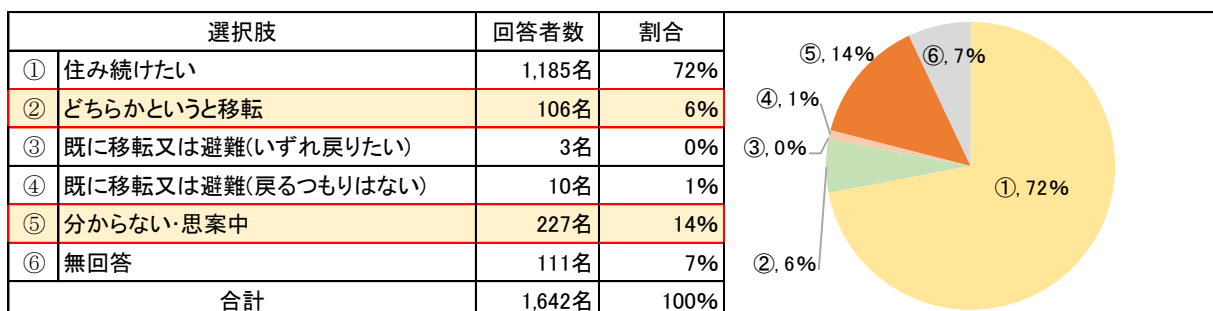
回答数..... 1,642世帯（回収率40.1%）

② 結果概要

（安平町への居留意向）

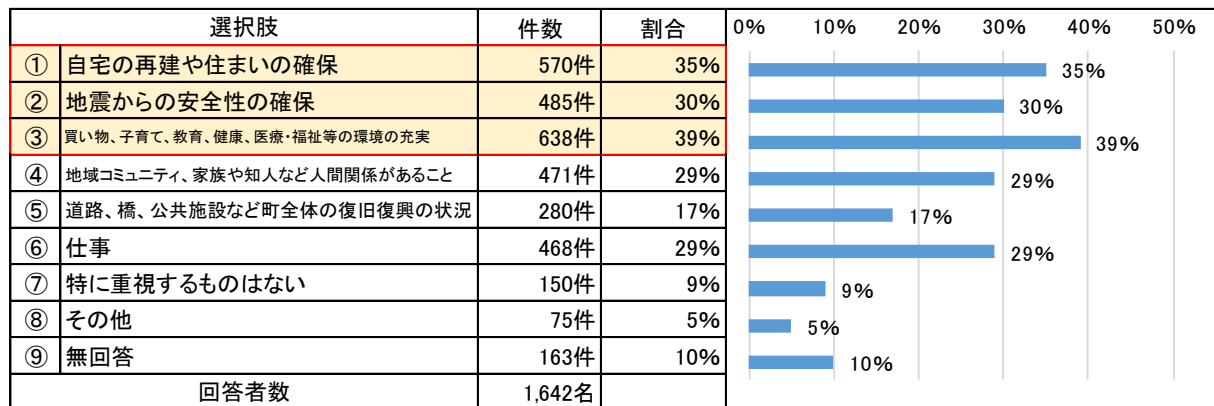
安平町への居留意向では、約7割の方が「住み続けたい」と回答している一方、約2割の方が移転を検討、あるいは「分からない・思案中」と回答しており、定住に向けた取組みの検討が急務になっています。

□ 今後の安平町への居留意向



定住に向けては、「買い物、子育て、教育、健康、医療、福祉等の環境の充実」、「自宅の再建や住まいの確保」、「地震からの安全性の確保」を重視する意見が多くなっています。

□ 安平町に住み続けるか・移転するか・戻るかを判断するうえで重視すること（複数回答）

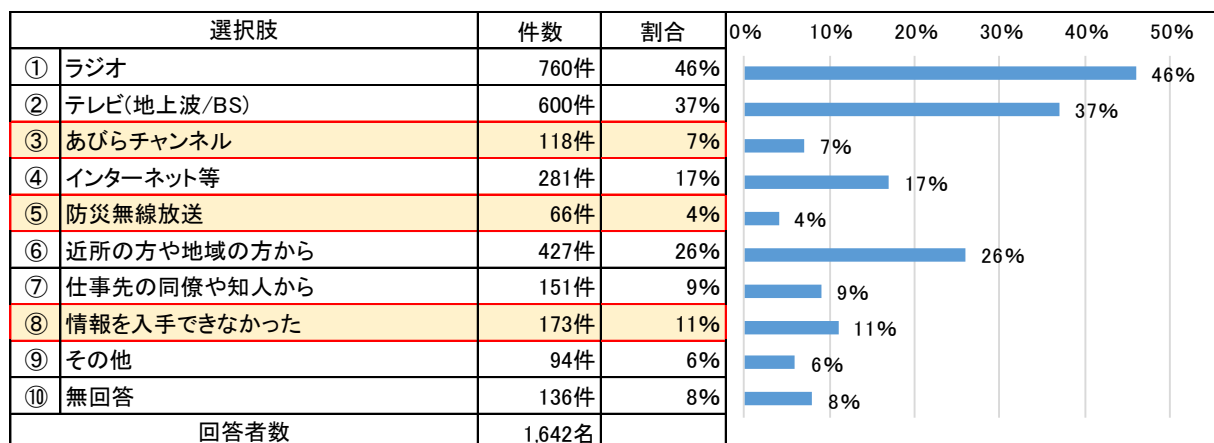


（情報源・避難行動・避難生活）

震災直後の地震や避難に関する情報源は、「ラジオ」や「テレビ」からの情報に次いで、「近所の方や地域の方から」情報を得た方が約26%と多くなっています。

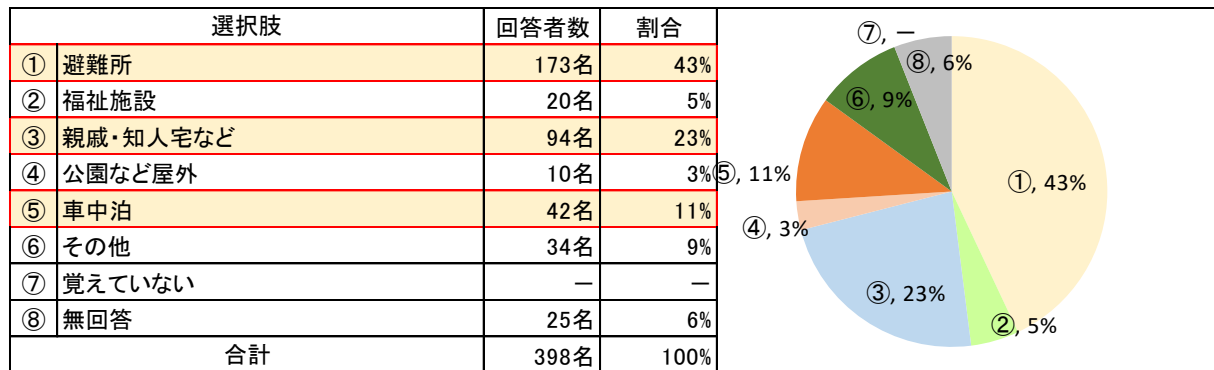
一方で、「あびらチャンネル」や「防災無線放送」から情報を得たと回答した方は少なく、また、約1割の方が、発災直後に地震や避難に関する「情報を入手できなかった」と回答しています。

□ 震災直後の地震や避難に関する情報源（複数回答）



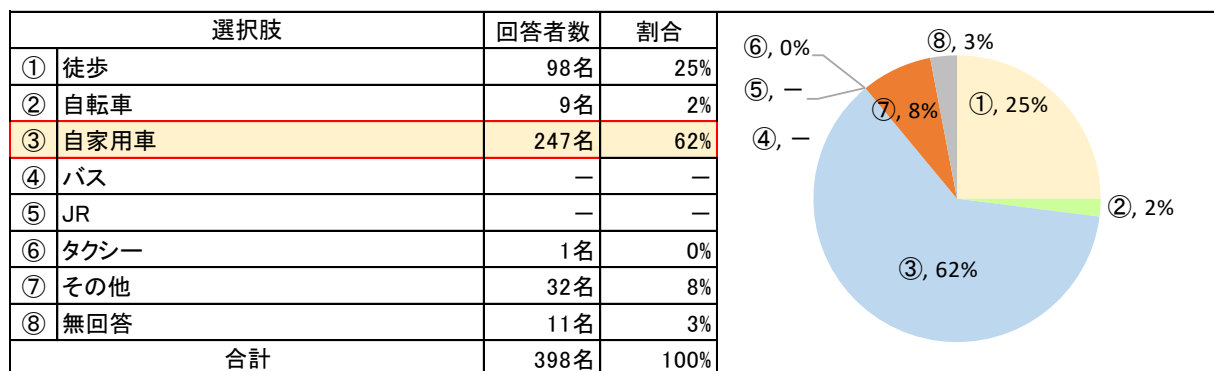
最初に避難した場所は、約43%が「避難所」と一番多くなっていますが、「親戚・知人宅など」に避難した方も約23%となっています。また、約1割の方が「車中泊」と回答しています。

□ 最初に避難した場所



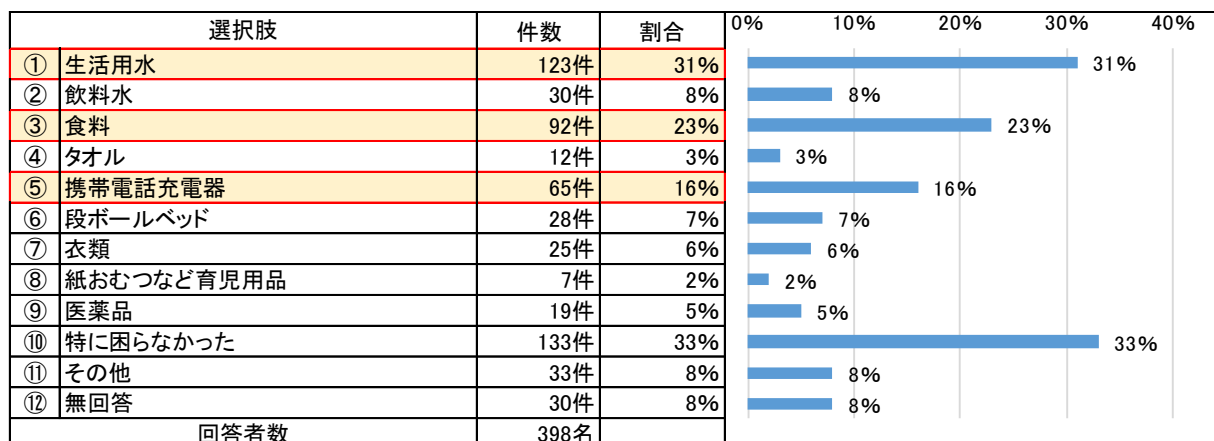
避難した場所までの移動手段は、約62%が「自家用車」と回答しており、避難所へも自家用車で避難している状況です（避難所へ避難したと回答した方のうち、自家用車と回答した方は59%）。

□ 避難した場所までの移動手段



避難した場所では、「生活用水」や「食料」、「携帯電話充電器」が不足していたと回答した方が多かった一方、特に困らなかったと回答した方が約33%となっています。

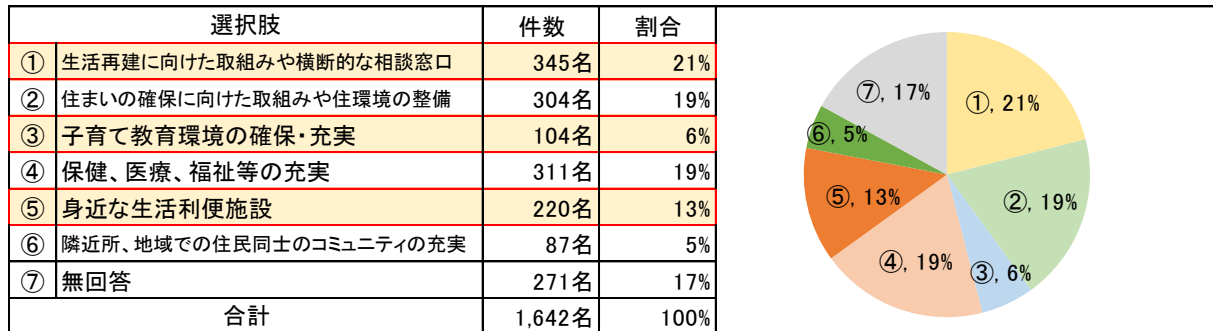
□ 避難した場所で足りなくて困ったこと（複数回答）



(復興まちづくりに向けた意識・意向)

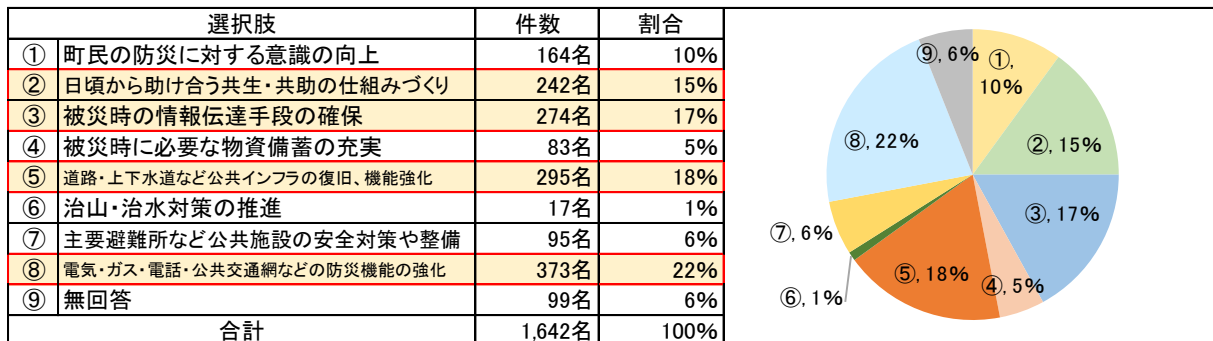
住まい・暮らしに関しては、「①生活再建に向けた取組みや横断的な相談窓口」、「②住まいの確保に向けた取組みや住環境の整備」、「④保健、医療、福祉等の充実」に高い関心が寄せられています。

□ 住まい・暮らしに関して1番に関心があること



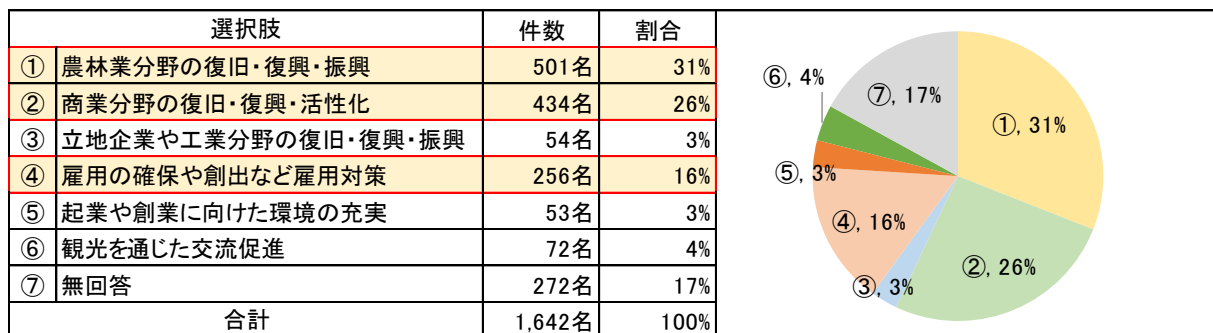
災害に強いまちづくりに関しては、「⑧電気・ガス・電話・公共交通網などの防災機能の強化」、「⑤道路・上下水道など公共インフラの復旧、機能強化」、「③被災時の情報伝達手段の確保」、「②日頃から助け合う共生・共助の仕組みづくり」に高い関心が寄せられています。

□ 災害に強いまちづくりに関して1番に関心があること



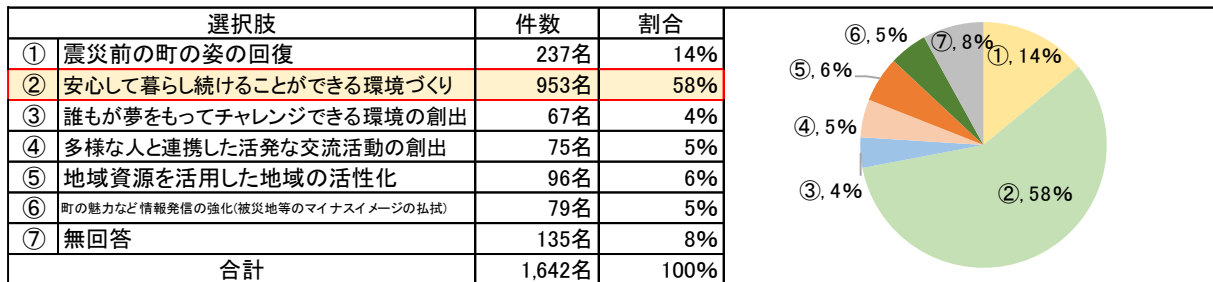
産業・経済の再生に関しては、「①農林業分野の復旧・復興・振興」、「②商業分野の復旧・復興・活性化」、「④雇用の確保や創出など雇用対策」に高い関心が寄せられています。

□ 産業・経済の再生に関して1番に関心があること



未来への継承に関しては、「②安心して暮らし続けることができる環境づくり」が約58%と半数以上の方が回答し、非常に高い関心が寄せられています。

□ 未来への継承に関して1番に関心があること



(2) 町民まちづくり懇談会

町民と行政の協働による計画づくりを目的として、町内4地区（追分・安平・早来・遠浅）で懇談会を開催し、住民の意見等を把握しました。

① 開催概要

開催年月日	主な内容	参加者
令和元年6月17日～21日	<ul style="list-style-type: none"> 安平町震災復興基本方針について 町民意向調査結果概要について 	4地区：57名
令和元年8月5日～8日	<ul style="list-style-type: none"> 安平町復興まちづくり計画（骨子）について 復興関連事業・住み替え支援策について 	4地区：46名

② 主な意見等

項目	主な意見
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○震災で転居した方が、戻ってこられるよう住環境の整備を進めてほしい。 ○新築住宅の建設が現実的ではない方もいるため、町民が安心して暮らしていける住まいの支援をお願いしたい。
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ○震災直後、聞き取れなかったため防災無線の改善をお願いしたい。 ○町独自の防災アプリ等を整備してもらいたい。併せて、高齢者も多いため、多様な情報伝達手段も検討してもらいたい。 ○現状では、あびらチャンネルは災害時の情報伝達手段として機能していないため、有効なツールとなるよう運営方針等を検討してもらいたい。
被災情報の伝達	○被災状況が町内で 情報を共有 できていないので、広報等を通じて、被害状況や復旧工事の進捗状況、地域の声などを発信してもらいたい。
工事の実施状況	○道路の損傷が激しい箇所が多いので、早期に 道路改修工事 をお願いしたい。
大型車両の通行・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> ○大型車両の通行が増え、通学路の安全性が危惧されるため、早期の情報提供や迂回路の設定など対策をお願いしたい。 ○大型車両が仮設住宅や住宅街を通行すると振動が発生するため、通行規制を設けるなど対策をお願いしたい。
避難所の環境改善	○避難所の床がコンクリートのため冷たいことから、 冬の災害も想定した改善 をお願いしたい。
空き地の土地利用	○住宅解体後の空き地にソーラーパネルを設置すると景観の悪化や住宅へ反射が懸念されることから、町で 空き地の土地利用 について規制を設けてもらいたい。
教育環境の再建	○ 早来中学校の早期の再建 をお願いしたい。
買い物・交通環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○循環バスのダイヤ等を見直してもらいたい。 ○買い物事情が年々悪化していることから、魅力あるまちとなるためにも、改善をお願いしたい。

(3) 安平町未来創生委員会

復興まちづくり計画を中期基本計画の一部として位置づけることから、計画策定審議会である安平町未来創生委員会において、意見をいただきました。

① 開催概要

	開催年月日	主な内容
平成30年度 第2回	平成31年2月27日	・ 安平町震災復興基本方針について
令和元年度 第1回	令和元年6月14日	・ 町民意向調査結果概要について
令和元年度 第2回	令和元年8月5日	・ 安平町復興まちづくり計画（骨子）について ・ 復興関連事業・住み替え支援策について
令和元年度 第3回	令和元年10月28日	・ 安平町復興まちづくり計画（案）について
令和元年度 第4回	令和元年12月2日	・ 安平町復興まちづくり計画（案）について ・ 答申について

② 主な意見

	主な意見
平成30年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害後の対応や自分達の置かれた状況等に不安を抱える人が多いため、意見の吸い上げ方が非常に難しいと思う。時間を掛けながら丁寧に実施していただきたい。 ○ 4つの基本方針については、町内だけでは完結が難しいことから町外の方々にも関わってもらう取組みや計画にしていけないと感じる。 ○ ボランティアが集い、コミュニティが形成されていったところに、安平町への移住・定住にも可能性を感じる。 ○ 復興まちづくり計画にも空き家の利活用方針を盛り込むことも必要であると感じる。 ○ 情報発信について内容、スピード、（発信する）人材面の全てにおいて強化していく必要があると感じる。
令和元年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町外からの分譲宅地や宅地の購入に関する相談を、具体的な移住・定住に結びつけてもらいたい。 ○ 高齢者の免許返納支援に向け、既存の公共交通や新たに導入する MONET などのデマンド交通を充実させるなど、不便の生じない対応をお願いしたい。 ○ 復興まちづくり計画は、現状復旧のイメージが先行するが、未来を先取りした内容を検討してもらいたい。1つの対策で経済効果や防災機能が向上し、地域コミュニティの強化も図られる複合的な対策を講じてもらいたい。

	主な意見
令和元年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○入居中のみなし仮設住宅（戸建て）を購入する場合も、中古住宅として家賃助成・購入助成・リフォーム助成対象とするよう検討願いたい。 ○町外転居者などへの住環境の支援策として、町内4地区全てに公営住宅を整備してもらいたい。 ○町民意向調査の回答者やまちづくり懇談会の参加者は高齢者が多いので、今後の安平町を担う若年層の参加を促すような取り組みが必要である。 ○震災発生時、近所の状況が把握できていない事例が多数見受けられた。自主防災組織の強化を図るには、平時から近隣住民のつながりを密にするなどの対策が必要である。 ○町民意向調査であびらチャンネルを情報源とした回答は非常に低かったので、災害時の情報伝達手段としての機能も含め、改善が必要である。
令和元年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ○他自治体の審議会等にも参加しており、計画書を見る際には、住民が見たときに分かりやすいかどうか等に注意する。写真やイラスト、概念図などが要所に入るとなお良くなると思われる。 ○震災に焦点が当たっている計画となっているが、豪雨や水害なども考えられる。そういうことを前提とした計画を策定していただきたい。 ○町民意向調査では情報取得源としてはラジオが最も多く、有効であると思う。地域FMなども検討していく必要があると思う。 ○エネルギーについては、町内に大型発電太陽光パネルがあるにも関わらず、ブラックアウト時に町内でその電力を活用できなかったことから、自前での電力・エネルギーを確保するなど検討していただきたい。 ○道の駅で終始することなく、来訪者が町内へ回遊できるような仕組みが必要と考える。
令和元年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画について、計画倒れとならないよう、しっかりと実践させながら進め、実効性のある計画としていただきたい。

(4) 関係者ヒアリング

復興に向けた取組みを進めるにあたって、町内で活動する経済団体やボランティア団体から「これまでの活動経過」や「今後展開したい活動」などについての意見や復興アドバイザーには専門的な見地からの意見をいただきました。

	主な意見
経済団体 (商工関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工業は後継者の確保が課題。震災により、後継者不足がさらに加速することが懸念。 ○ 建物・設備被害に対する商工業者への支援が不足。 ○ 道の駅の開設を契機に、町全体への回遊・交流促進方策の検討が必要。 ○ 解体後の空き地にトレーラーハウスを設置するなど土地の有効活用が必要。新たに安平町で生計を立てていく方へ利用を促進。 ○ 町内での消費拡大方策の検討が必要。
経済団体 (農業関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほ場や牛舎、用排水路などが被災。 ○ 酪農経営では停電・断水が課題。停電により2～3日は搾乳しても廃棄。営農飲雑用水の確保も課題。 ○ ほ場は基盤整備事業、被災農家は国の経営体育成整備事業、発電機は農畜産業振興機構の事業を活用。 ○ 生産者・JA・町が一体となり農業人フェアに参加し、新規就業確保対策を推進。
復興 ボランティア センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民のこころのケアに向けた活動や町内での「つながり」の構築が必要。 ○ 平時から行政、安平町社会福祉協議会、ボランティアセンターなどの横連携の強化が必要。 ○ (一社)あびら観光協会と連携して「あびら復興加速実行委員会」を設立。被災地として認識された安平町を観光地に変える活動を開始。 ○ 町全体をプロモーションできれば良いと考えており、地域商社などで戦略的なプロモーションができればスムーズに進むのではないと思う。
災害 ボランティア センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を強くすることが復興につながる。住民との連携やつながりの強化が課題。 ○ 既存の支援施策以外の支援に向けた柔軟な対応が課題。 ○ 災害発生時の初動の迅速化・各機関の役割の明確化、情報伝達や安否確認の統一化・マニュアル化が必要。 ○ 厳寒期の対応策の検討、ボランティア確保方策の検討。
復興 アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興度・生活再建度の度合いとされる「住まい」、「人と人とのつながり」、「まち」、「心と体のストレス」、「そなえ」、「くらしむき」、「行政との関わり」の7要素を満たす施策が必要。 ○ 復旧・復興に向け被災3町で協力した取組みを進めることが重要。 ○ 震災前の姿をバーチャル化したり、アーカイブサイトを開設したりするなど、震災を風化させない取組みが必要。

第4章 復興テーマ・基本方針

1. 復興テーマ

～ あびら^{りょく}力を結集した未来へつながる復興を目指して ～

まちの将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」を基本とし、町民・地域・民間・行政、そして、安平町に関わる全ての方々の力を結集するとともに、町内にある地域資源を最大限に活用しながら、安心して暮らし続けることができる環境づくりと震災前よりも元気で魅力的な町となるよう、未来へつながる復興と新しい安平町を創造していきます。

2. 基本方針

復興テーマを踏まえ、以下に示す4つの基本方針に基づき復興の取組みを推進します。

基本方針1 住まいと暮らしの再建

被災者が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現するために、住宅再建への支援や公的住宅等の整備を進めるとともに、生活再建と安全・安心な生活環境づくりを進めるため、被災者の暮らしに必要な生活機能や教育環境、保健・医療・福祉の横断的な連携による体制の確保・充実に向けた取組みを進めます。

基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり

今回の震災を踏まえ、住民の命を守る災害に強いまちづくりや、防災を担うひとづくりに向けて、想定外を想定内とする防災意識の向上に向けたソフト面の充実と、防災上必要なインフラ整備等を進めます。

基本方針3 産業と経済の復興

今回の地震で甚大な被害を受けた農業、商業、工業等の各産業が、早期に復旧し、雇用を維持するとともに、地域の活力を取り戻すための取組みを進めます。

基本方針4 未来へつながる復興

復興は、単に安平町を元の姿に戻すだけでなく、町民が夢をもって暮らし続けることができ、誰もが住んでみたいと思える未来へつながる復興とともに、地域資源を最大限に活かした新しい安平町を創造していきます。

第5章 復興に向けた取組み

1. 取組みの体系

4つの基本方針に基づいて、以下の体系で取組みを位置づけます。

あびら^{りょく}力を結集した未来へつながる復興を目指して

基本方針1 住まいと暮らしの再建

- ① 被災者の住まいの確保
- ② 被災者の生活再建支援
- ③ 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）
- ④ 子育て教育環境の確保・充実

基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり

- ① 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上
- ② 防災・危機管理体制の強化と再構築
- ③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化
- ④ 災害に強い基盤づくり

基本方針3 産業と経済の復興

- ① 農林業の復興
- ② 商業の復興
- ③ 立地企業等の復興
- ④ 観光の振興

基本方針4 未来へつながる復興

- ① 安心して暮らすことができる環境づくり
- ② 未来へつながる新たな交流と担い手育成
- ③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）

2. 主な取組み

※ 安平町に寄せられた支援金を財源とした取組みも含まれています。
(事業名等に「支援金」と表記)

基本方針1 住まいと暮らしの再建

- ① 被災者の住まいの確保
- ② 被災者の生活再建支援
- ③ 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）
- ④ 子育て教育環境の確保・充実

中期基本計画関連分野
V 生活環境・生活基盤

① 被災者の住まいの確保

被災者が可能な限り住み慣れた住まいで、1日も早く元の生活ができるよう住宅の修理などに対する支援を行うとともに、応急仮設住宅等に入居している被災者の方々が早期に恒久的な住まいを確保するため、丁寧にニーズを確認しながら住宅の新築や購入への支援、公的住宅等の整備を進めます。

【主な取組み】

○ 被災者の住み替え支援

応急仮設住宅等に入居している方々の円滑かつ早期の住み替えを支援するため、住宅の新築・購入や修理、賃貸住宅の家賃、引越しなどについて助成します。

また、現在も避難指示が継続されている地域については、隣接している斜面の対策工事を行い、早期の避難指示の解除を目指します。

<事業等> 被災者住み替え支援事業（住宅の新築・購入・修理、引越し等への支援）
公営住宅等の家賃減免
大規模盛土造成地滑動崩落防止工事
トレーラーハウス等の活用に向けた検討

○ 公的住宅等の整備及び民間賃貸住宅の建設誘導

被災者の恒久的な住まいを確保するため、公的住宅（地域優良賃貸住宅[※]）の整備を推進するとともに、必要に応じて民間賃貸住宅の建設を誘導する取組みも検討します。

また、応急仮設住宅等に入居している方でペットを飼育している世帯について、住宅確保や住み替え策について検討していきます。

<事業等> 地域優良賃貸住宅建設事業
民間賃貸共同住宅建設等支援事業の検討

※ 地域優良賃貸住宅... 地域における居住の安定に特に配慮を要する方に対して、賃貸住宅の供給を促進するため、地方公共団体等が住宅整備などを行う制度。今回は主に被災者の住まいの確保に向けて整備。

○ 住宅の応急修理及び被災家屋の解体支援

住宅の応急的な修理については、これまで災害救助法にもとづく応急修理制度で対応してきているほか、住宅リフォームへの助成などを実施しており、引き続き、必要に応じて対応していきます。

また、被災により解体する家屋については、解体撤去支援事業などで対応しており、早期の解体・撤去に取り組みます。

<事業等> 安平町住宅リフォーム助成事業
支援金 一部損壊住家修理金制度
損壊家屋等解体撤去支援事業

② 被災者の生活再建支援

中期基本計画関連分野

IV 健康・福祉 V 生活環境・生活基盤

これまで行ってきた被災者生活再建支援金や義援金等の支給、被災者への訪問・相談対応などを引き続き実施するとともに、被災者の生活再建へのきめ細かなサポートを行い、1日も早く震災前の日常の生活を取り戻すことを目指します。

【主な取組み】

○ 被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給

被災者生活再建支援法に基づき支給される被災者生活再建支援金や、全国から北海道や安平町に寄せられた義援金について、引き続き円滑な支給に努めます。

○ 応急仮設住宅等の入居者への情報提供・サポート

被災者の生活再建に向けて、保健師等の重点的かつ積極的な訪問による相談対応や、町外避難者への広報紙の送付など、情報提供や相談対応などのきめ細かなサポートを行います。

<事業等> 保健師等による健康相談・訪問事業

○ 井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援

地震により被害を受けた井戸や浄化槽の速やかな復旧を進めるため、実施した修理に対して支援を行います。

<事業等> 支援金 給水区域外の飲料用に使用していた井戸修理見舞金支給制度
支援金 下水道未普及区域の浄化槽修理見舞金支給制度

○ 被災墓地等の復旧に向けた支援

大規模な被害を受けた町内の墓地について、速やかな復旧を進めるため、墓石の修理や墓じまいをした所有者に対する支援を行うとともに、追分地区・早来地区に共同墓を整備します。

また、被害を受けた斎場の早期の復旧に取り組みます。

<事業等> **支援金** 地震被災の墓石修理見舞金支給制度
斎場・墓地災害復旧事業
安平町共同墓建設事業

○ じん芥処理場の早期復旧

大規模な被害を受けたじん芥処理場について、安平・厚真行政事務組合と連携して、早期の復旧に取り組みます。

<事業等> 町道・河川災害復旧工事
水道配水管等災害復旧工事

○ 被災家屋や被災住宅用地における負担軽減措置

今回の地震により所有する住宅に著しい被害を受けた家屋（半壊以上）の固定資産税の軽減措置や、被災により滅失した住宅用地の固定資産税の軽減措置（住宅用地特例の延長）を行い、被災者の負担軽減を図ります。

<事業等> 被災家屋の固定資産税の軽減措置
被災住宅用地の固定資産税の軽減措置

③ 保健・医療・福祉の充実

（被災者の健康・こころのケア等）

（**中期基本計画関連分野**
IV 健康・福祉）

今回の地震で被害を受けた保健・医療・福祉に係る関係施設の早期復旧を目指すとともに、被災者が心身の健康を保ち、安心して生活できるよう、こころのケアや地域での見守りネットワークの推進など、きめ細かな支援に取り組みます。

【主な取組み】

○ 被災者のこころのケアと健康相談の強化

応急仮設住宅の談話室やがん検診時にリラクゼーションルームを開設するとともに、こころの健康づくりに関するアンケートを実施し、臨床心理士やボランティア等と連携しながら被災者のこころのケアに取り組みます。

また、応急仮設住宅等で慣れない生活を送っている被災者や、地震によるストレス・心労などを抱える被災者の健康管理など、保健師等による重点的かつ積極的な訪問活動や健康相談を実施するなど、関係機関等と連携を図りながら継続的なサポートを行います。

<事業等> 災害時こころの健康相談事業

【基本方針1 ②から再掲】保健師等による健康相談・訪問事業

○ 地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化

地域住民の支え合いによる地域福祉の充実・強化に向けて、見守り体制の整備や声かけ運動の推進、高齢者やしょうがい者等への「災害時等要援護者登録制度」の普及など、地域の見守りネットワークを強化し、持続的な地域の支え合い活動の取組みを推進します。

<事業等> 地域の支え合い事業
「災害時等要援護者登録制度」の普及

○ 医療体制の確保に向けた支援の充実・強化

公的医療機関を持たない当町にとって民間医療機関の維持・存続は非常に重要であることから、被災した民間医療施設の復旧支援を行うとともに、引き続き町内医療機関に対する支援事業を行っていきます。

<事業等> 医療施設等災害復旧費補助事業
地域医療連携支援事業
医師確保等支援事業

○ 特別養護老人ホームの移転改築に関する支援

現在、福祉仮設住宅での生活を余儀なくされている特別養護老人ホーム「追分陽光苑」の移転改築に向けた支援を行います。

<事業等> 町有地（普通財産）の無償貸付
入札に関する事務委任

④ 子育て教育環境の確保・充実

中期基本計画関連分野
I 子育て・教育 II 人づくり・コミュニティ
IV 健康・福祉

安心して子育てができる環境確保と、学校教育施設・社会教育施設・社会体育施設等の早期復旧を目指すとともに、児童・生徒のこころのケアに取り組めます。

また、仮設校舎での学校生活を余儀なくされている早来中学校の再建については、早来小学校との一体型の学校整備を目指します。

【主な取組み】

○ 児童・生徒のこころのケア

児童・生徒が1日も早く安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーなどによるこころのケアを丁寧に実施していきます。

<事業等> スクールカウンセラーなどによるカウンセリング

○ 早来中学校の再建など学校教育施設の復旧

被災により使用できなくなった早来中学校について、仮設校舎からの早期の再建に向けて、老朽化が著しい早来小学校との一体型の学校整備を推進します。

なお、学校整備にあたっては、避難所としての活用も視野に入れて防災機能を強化するとともに、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策にも寄与する安平町の未来へつながる復興のシンボルとして進めていきます。

また、老朽化が著しい町内の小中学校の改修を推進します。

<事業等> 早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備
学校施設改修事業
学校施設維持補修事業

○ 社会体育施設の復旧・改修

被災した野球場などの社会体育施設について、早期の復旧・改修に取り組みます。

<事業等> ときわ球場災害復旧事業
野球場整備事業（柏が丘球場）

○ 公民館等の社会教育施設の改修・機能強化

震災時に避難所としても利用された公民館などの社会教育施設について、安全性の確保とともに、計画的な改修などによる機能強化を図ります。

<事業等> 追分公民館災害復旧工事
遠浅・安平各公民館改修事業

○ 子育て環境の確保・充実

安心して子育てができる環境を確保するため、平成31年4月に設置した「安平町子育て世代包括支援センター」と「安平町子ども家庭総合支援拠点」において、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう切れ目のない支援を行います。

また、子どもの自主性と創造性を促し、遊びながら学び育てる「遊育事業」を、町内活動団体など、地域の人々が関わり合いながら推進するとともに、児童・生徒の学習意欲を高め人生の選択肢や可能性を広げる「学びサポート事業」の取組みを推進していきます。

<事業等> 子育て世代包括支援センターによる相談対応
遊育推進事業
学びサポート事業

基本方針1 住まいと暮らしの再建 ロードマップ

取組み		R1	R2	R3	R4	R5～
①被災者の住まいの確保	被災者の住み替え支援					
	公的住宅等の整備及び民間賃貸住宅の建設誘導					
	住宅の応急修理及び被災家屋の解体支援					
②被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給					
	応急仮設住宅等への入居者への情報提供・サポート					
	井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援					
	被災墓地等の復旧に向けた支援					
	じん芥処理場の早期復旧					
	被災家屋や被災住宅用地における負担軽減措置					
③保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）	被災者のこころのケアと健康相談の強化					
	地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化					
	医療体制の確保に向けた支援の充実・強化					
	特別養護老人ホームの移転改築に関する支援					
④子育て教育環境の確保・充実	児童・生徒のこころのケア					
	早来中学校の再建など学校教育施設の復旧					
	社会体育施設の復旧・改修					
	公民館等の社会教育施設の改修・機能強化					
	子育て環境の確保・充実					

基本方針2 災害に強いまち・ひとつづくり

- ① 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上
- ② 防災・危機管理体制の強化と再構築
- ③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化
- ④ 災害に強い基盤づくり

① 地域コミュニティの維持強化・ 地域防災力の向上

中期基本計画関連分野

- | | |
|----------------|----------|
| II 人づくり・コミュニティ | IV 健康・福祉 |
| V 生活環境・生活基盤 | VI 行財政運営 |

震災時の避難所運営などを通じて、地域住民の共助が非常に重要と再認識されたことから、町内におけるコミュニティの維持と地域社会の結びつきがさらに強まるよう、コミュニティの充実を図ります。

また、これまで以上に町民と行政との協働による防災体制の強化を図るとともに、防災意識の醸成と知識の向上、自主防災組織の育成・強化を図ります。

【主な取組み】

○ 地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援

地域コミュニティの維持・再生に向けて、自治会館等の早期の復旧や自治会・町内会等における発災後の活動に対して支援します。

また、地域と行政とをつなぐ「地域サポート制度」を充実させるなど町民と行政との協働による防災体制の確立を図るとともに、自治会・町内会等やNPO団体などのコミュニティ団体・ボランティア団体等が実施する復興事業に対して支援します。

＜事業等＞ 地域サポート制度の取組み推進

まちづくり事業支援交付金

コミュニティ復興支援事業

○ 地域の見守り体制の充実・強化

地域住民の支え合いによる地域福祉の推進に向けて、見守り体制の整備や声かけ運動の推進など、地域の見守り体制の充実・強化に向けた取組みに対して支援します。

＜事業等＞ 【基本方針1 ③から再掲】地域の支え合い事業

○ 自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成

災害時に地域と町が連携した対応を行うため、現在、21 団体で設立されている自主防災組織について、町内全域における設立を促進するとともに、組織の充実・強化を図ります。

また、町内全域での防災訓練をはじめ、地域における自主防災組織や関係機関と連携した防災キャンプを実施するなど、防災教育の推進や防災意識の醸成を図ります。

＜事業等＞ 自主防災組織設立への働きかけ

町内全域での防災訓練

小学生向け防災キャンプ

○ 災害時に備えた高齢者・しょうがい者等への支援体制の充実・強化

自治会・町内会、安平町社会福祉協議会や民生委員との連携により、高齢者やしょうがい者といった災害時に支援を必要とする方々を把握するとともに、町内で4箇所指定している福祉避難所（追分公民館・安平公民館・早来町民センター・遠浅公民館）の運営方法等について、関係者による情報共有を図ります。

また、高齢者施設やしょうがい者施設での情報伝達や避難方法など、施設利用者の安全確保や災害時の対応について再確認するとともに、防災訓練への助言を行うなど施設・地域・行政が連携を図れるよう支援を行います。

- <事業等> 災害時等要援護者登録制度
避難行動要支援者名簿の作成
高齢者施設やしょうがい者施設での防災訓練への支援

② 防災・危機管理体制の強化と再構築

中期基本計画関連分野

V 生活環境・生活基盤 VI 行財政運営

今回の地震に伴う防災・危機管理体制について検証を行い、町民を災害から守るための備えとともに、発災時の初動体制や多様な情報伝達手段の活用方法等のマニュアル化、各種企業との災害協定の強化など、防災・危機管理体制の強化と再構築を進めます。

また、被災自治体として、自治会・町内会等やボランティア、町職員などの経験と知見を継承するとともに、他自治体への普及に努めます。

【主な取組み】

○ 災害時における情報伝達手段の充実・強化

災害時に災害や避難等に関する情報をいち早く町民へ伝えるため、エリア放送「あびらチャンネル」によるデータ放送やエリアメール（緊急通報メール）、町ホームページ、防災行政無線など多様な手段による情報伝達の充実・強化を図るとともに、これら情報伝達手段の活用方法等のマニュアル化を進めます。

- <事業等> 防災情報告知ネットワーク設備整備事業
地域情報通信基盤整備事業

○ 発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受入れ体制のマニュアル化

今回の震災を教訓として、発災時の庁内初動体制や行動マニュアルの確認と見直しを行うとともに、避難所運営やボランティア・DMAT（災害派遣医療チーム）等の支援受入れ体制のマニュアル化を安平町社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら進めていきます。

- <事業等> 初動体制や行動マニュアルの見直し

○ 震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し

今回の震災における検証を踏まえ、『安平町地域防災計画』を見直すとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域、避難場所や主要経路等が判読できる総合型のハザードマップへの改訂を行い、避難所の位置などについて改めて町民への周知を図ります。

<事業等> 『安平町地域防災計画』の見直し

安平町総合防災マップ作製事業

○ 災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化

災害時の速やかな対応を行うため、町内外の各種団体・ボランティア団体・民間企業との協定の締結を推進するなど、各種企業等との連携強化を図ります。

また、町内の防災力向上に向けた施策の実施や、庁内の防災対応力の向上に向けて専門知識を有する総合危機管理士等を引き続き職員として配置します。

<事業等> 各種企業等との災害時の協定締結の推進

地域防災力向上に向けた総合危機管理士の配置

○ 震災の経験・知見の継承

被災自治体として、自治会・町内会等やボランティア、町や安平町社会福祉協議会の職員などの震災における経験と知見を継承するとともに、視察の受入れ及び道内外での講演会やセミナー等で事例を発表するなど、他自治体等への情報発信に努めます。

<事業等> 視察の受入れによる情報発信

講演会・セミナー等での事例発表

③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化

中期基本計画関連分野

Ⅲ 経済・産業 Ⅴ 生活環境・生活基盤

発災時の重要な連絡軸である道路や、生活に欠かすことのできない上下水道などの公共インフラの復旧と機能強化に取り組みます。

また、被災に伴い利用を休止している施設もあることから、各種公共施設の早期の復旧・再開、防災上の機能強化を目指すとともに、被災により解体しなければならない施設も多くあることから、効率的かつ計画的な土地利用となるよう、公共施設の集約と再配置について検討を行います。

【主な取組み】

○ 公共インフラの早期復旧・機能強化

今回の地震で甚大な被害を受けた道路・橋梁、河川、上下水道等の公共インフラの早期の復旧と機能強化に取り組みます。

また、国や道が管理する公共インフラや、電気・ガス・電話等のライフラインについては、早期の復旧や機能強化が実現するよう必要に応じて関係機関等へ要望を行います。

<事業等> 町道・橋梁・河川災害復旧工事

水道・下水道災害復旧工事

公共土木施設災害復旧事業

○ 公共施設の早期復旧・機能強化

今回の地震で甚大な被害を受けた公園や公営住宅等の公共施設の早期復旧と機能強化に取り組むとともに、震災により事業を休止していた公園整備を再開します。

- <事業等> ときわ公園災害復旧工事
鹿公園災害復旧工事
柏が丘公園整備事業
キャンプ場の環境整備業務
公営住宅等外構復旧事業
役場庁舎災害復旧工事

○ 公共インフラや公共施設の長寿命化・強靱化に向けた取組みの推進

住民生活を支える公共インフラや公共施設について、震災からの復旧とともに長寿命化や強靱化に向けた計画的な修繕等を推進するとともに、災害時においても安定的にエネルギーが確保できるよう公共施設への「水素エネルギー」の活用について検討していきます。

- <事業等> 橋梁長寿命化修繕事業
『下水道ストックマネジメント計画』に基づく整備改修
『安平町公営住宅等長寿命化計画』の見直し
『安平町水道ビジョン』、『安平町水道事業耐震化計画』に基づく整備改修
公共施設への水素エネルギー活用検討

○ 公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討

被災した公共施設について、計画的な解体を進めるとともに、集約化を図るなど有効な跡地利用について検討します。

また、震災に伴う復興関連事業等を円滑に推進するとともに、必要に応じて地域の特色に合わせた都市計画の見直しを行い、コンパクトなまちづくりを目指します。

- <事業等> 被災した公共施設の解体
公営住宅等解体事業
都市計画公園の移設等

④ 災害に強い基盤づくり

中期基本計画関連分野

Ⅱ 人づくり・コミュニティ Ⅴ 生活環境・生活基盤

町民を災害から守る災害に強いまちづくりの実現に向けて、防災施設の整備や機能強化のほか、情報通信体制や非常用電源等の確保に向けた対策などを行い、災害に対応した基盤づくりを進めていきます。

【主な取組み】

○ 災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備

被災した早来町民センターと早来研修センターを集約し、災害時の避難所、ボランティアや自衛隊等の災害時における支援機関の活動拠点としての施設整備を行います。

平時には、防災訓練や防災キャンプなど、町民の防災意識の醸成に向けた取組みの拠点として活用するとともに、体育館施設などとしての利用も可能な拠点づくりを進めます。なお、整備に向けては町民意見を丁寧かつ慎重に聞きながら、基本的な整備方針を示していきます。

＜事業等＞ 防災支援施設（防災コミュニティ施設）整備事業

○ 防災倉庫の整備及び備蓄体制の強化

町内に点在している備蓄倉庫を集約し、防災備蓄品の機能的な保管や災害時の支援物資の円滑な受入れを行うための防災倉庫を整備します。

また、今回の震災を踏まえた備蓄物資の見直しなど、備蓄体制の強化を図ります。

＜事業等＞ 防災倉庫建設事業

防災備蓄体制整備事業

○ 災害時に備えた避難所の機能強化

震災時に避難所としても利用された公民館について、非常用電源の対策や施設の改修などによる機能強化を図ります。

＜事業等＞ 避難所非常用電源対策事業（追分公民館）

【基本方針1 ④から再掲】遠浅・安平各公民館改修事業

○ 災害に強い情報通信体制の確保

町のホームページやエリア放送「あびらチャンネル」などの災害時の情報伝達や福祉関係などの避難者情報にも必要なシステムを有する役場総合庁舎のサーバー室が被害を受けたことから、復旧及び補強工事による機能強化を図ります。

また、り災証明書の発行などで活用した「被災者再建支援システム」を引き続き運用し、円滑な復旧・復興に活用していきます。

さらに、市街地以外の地域においても電気通信事業者による光回線サービスの整備に向けた働きかけを行うなど、より一層の情報通信基盤の整備に取り組みます。

＜事業等＞ 総合庁舎サーバー室補強工事

災害救助法事務システム経費

【基本方針2 ②から再掲】地域情報通信基盤整備事業

○ 災害に強い住宅整備の促進

災害に強い住宅の整備を促進するため、住宅の耐震診断や耐震設計、耐震改修工事に対して助成を行います。

<事業等> 既存住宅耐震改修補助事業

【基本方針1 ①から再掲】安平町住宅リフォーム助成事業

○ 消防庁舎等の機能強化

追分出張所消防庁舎の耐震化や非常用電源の設置を推進するとともに、安平支署及び追分出張所において災害時の資機材等を保管する倉庫の建設などの計画的な整備を進めます。

<事業等> 追分出張所耐震化事業

追分出張所非常用電源整備事業

追分出張所防災資機材庫建設事業

安平支署資機材倉庫建設事業

追分出張所災害時対応備品整備

○ 災害時の非常用電源の確保

災害時には、避難所のほか医療・福祉や産業などにおいて、非常用電源の確保が求められることから、企業等との災害時における応援協定の締結に向けた取組み等を推進します。

<事業等> 【基本方針2 ②から再掲】各種企業等との災害時の協定締結の推進

基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり ロードマップ

取組み		R1	R2	R3	R4	R5～
①地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上	地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援					
	地域の見守り体制の充実・強化					
	自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成					
	災害時に備えた高齢者・しょうがい者等への支援体制の充実・強化					
②防災・危機管理体制の強化と再構築	災害時における情報伝達手段の充実・強化					
	発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受入れ体制のマニュアル化					
	震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し					
	災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化					
	震災の経験・知見の継承					
③公共インフラや公共施設の復旧・機能強化	公共インフラの早期復旧・機能強化					
	公共施設の早期復旧・機能強化					
	公共インフラや公共施設の長寿命化・強靱化に向けた取組みの推進					
	公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討					
④災害に強い基盤づくり	災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備					
	防災倉庫の整備及び備蓄体制の強化					
	災害時に備えた避難所の機能強化					
	災害に強い情報通信体制の確保					
	災害に強い住宅整備の促進					
	消防庁舎等の機能強化					
	災害時の非常用電源の確保					

基本方針3 産業と経済の復興

- ① 農林業の復興
- ② 商業の復興
- ③ 立地企業等の復興
- ④ 観光の振興

中期基本計画関連分野
Ⅲ 経済・産業

① 農林業の復興

被災した農地・森林や農業用施設等の早期復旧を実現し、営農継続を支援するとともに、担い手の確保・育成を進め、農林業の復興を図ります。

【主な取組み】

○ 被災した農地・農業施設の復旧・機能強化への支援

今回の地震で甚大な被害を受けた農地について、国等の関係機関とも連携しながら、早期の復旧に取り組みます。

また、被害を受けた農業施設の復旧や新設に向けて、関係機関と連携しながら支援を行います。

- ＜事業等＞ 農地災害復旧事業
強い農業づくり事業（産地競争力の強化）
農業用施設災害復旧事業（用水路）

○ 被災した森林などの早期復旧

今回の地震で甚大な被害を受けた森林や林道について、国等の関係機関とも連携しながら、早期の復旧に取り組みます。

また、「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」などの場を活用しながら、関係者間での連携を密にし、必要な対策を講じていきます。

- ＜事業等＞ 災害関連緊急治山事業
森林整備事業

○ 農家の安定的な経営への支援及び担い手の確保・育成

震災による離農を防ぐため、国等と連携しながら農家の営農継続を支援するとともに、新規就農等の担い手の確保と育成を強化します。

- ＜事業等＞ 被災農業者向け経営体育成支援事業
新規就農対策事業
農業次世代人材投資事業

② 商業の復興

被災した事業者の早期事業再建を支援するとともに、震災の影響を受けた地域経済の回復に向けた取組みや、プレミアム付き商品券の発行などによる商店街への誘導などにより、商業の復興を図ります。

また、被災した店舗等の解体で生じた空き地や、空き家・空き店舗の活用などによる商店街の空洞化対策に取り組むとともに、被害の大きかった早来地区商店街では、仮設店舗及び「まち・あいステーションラピア」周辺を活用した賑わい創出などについて、安平町商工会とともに検討していきます。

【主な取組み】

○ 被災した事業者の事業再開支援

中小企業基盤整備機構と連携し、今回の地震で被害を受けた店舗等の早期の復旧、事業の再開に向けて支援します。

<事業等> 仮設店舗の整備
商工会員等災害助成金

○ 商業の復興支援

震災による影響を受けた町内の商店街等について、国等の補助メニューを活用できるよう情報提供しながら商業の復興を支援します。

また、震災の影響を受けた地域経済の回復を目指すため、商店街ポイントの創設やプレミアム付き商品券発行事業など町民の地域内消費を促す取組みをより拡充させるよう、安平町商工会とともに検討していきます。

<事業等> 被災地域販路開拓支援事業
安平町消費拡大地域活性化事業（プレミアム付き商品券）
商店街ポイントの創設に向けた検討
商店街買遊（回遊）事業（商品券配布）【安平町商工会事業】

○ 新規創業支援などによる賑わいの創出

新規の創業への支援や、被災した店舗等の解体で生じた空き地や、空き家・空き店舗の活用を促し、商店街の空洞化対策に取り組めます。

また、商店街の活性化に向けて、空き店舗や、仮設住宅として使用したトレーラーハウス等のチャレンジショップやシェアオフィスとしての活用について、安平町商工会とともに検討していきます。

<事業名> 創業者等支援事業
創業塾支援事業
トレーラーハウス等の活用に向けた検討

③ 立地企業等の復興

被災した工業団地等の復旧や災害に強い企業づくりに向けた取組みを進め、地域産業の成長を目指すとともに、震災からの復興に向けた企業進出の相談もあることから、雇用の確保に向けて安平町の地域特性を踏まえた戦略的な企業誘致に取り組めます。

【主な取組み】

○ 被災した工業団地の早期復旧

今回の地震で被害を受けた工業団地の専用水道等について、早期の復旧に取り組めます。

＜事業等＞ 臨空工業団地専用水道施設補修工事

○ 災害に強い企業づくりに向けた取組みの支援

災害や不測の事態に強い企業づくりや、企業の競争力アップに向けて、企業における事業継続計画（BCP）の策定支援や情報提供に取り組めます。

＜事業等＞ 事業継続計画（BCP）の策定支援と情報提供

○ 震災からの復興に向けた企業誘致の推進

震災後も引き続き町内に住み続けることができるため、また、移住・定住を促進するため、雇用の確保に向けて、震災時に支援をいただいた企業等とのつながりを大切にしながら、企業誘致に取り組めます。

＜事業等＞ 企業誘致 PR 事業

企業立地促進に向けた検討

④ 観光の振興

震災後に開業した道の駅あびら D51 ステーションを、復興に向けたシンボル・拠点と位置づけ、特産品や農産品など地域資源を活用した魅力ある観光の振興と交流人口や関係人口の拡大を図ります。

また、震災によるマイナスイメージの払拭と地域経済の活性化に向けて、安平町商工会や（一社）あびら観光協会、（一社）安平町復興ボランティアセンターをはじめ各種団体等が実施する町内外での様々な復興イベントの開催を支援しながら、観光の振興を図ります。

【主な取組み】

○ 道の駅あびら D51 ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大

復興のシンボルである道の駅あびら D51 ステーションを核に、地域資源のひとつである「鉄道」に着目した取組みの展開や、日本遺産に認定された「炭鉄港」の関係市町との広域観光による観光振興を図り、外国人観光客も含めた交流人口や関係人口の拡大を目指します。

<事業等> 道の駅プロモーション戦略事業

追分ゲートウェイ整備プロジェクト

鉄道資料館整備事業（道の駅関係）

【基本方針 2 ③から再掲】 柏が丘公園整備事業

○ 回遊・交流事業による町内全域への波及促進

これまで取り組んできた回遊・交流事業等を促進し、道の駅あびら D51 ステーションと町内の観光資源や拠点をつないで、町内全域に回遊させる仕組みを構築し、道の駅による経済効果の波及を目指します。

<事業等> 回遊・交流ステーション形成事業

【基本方針 3 ②から再掲】 安平町消費拡大地域活性化事業

（プレミアム付き商品券）

【基本方針 3 ②から再掲】 商店街買遊（回遊）事業

（商品券配布）【安平町商工会事業】

基本方針 3 産業と経済の復興 ロードマップ

取組み		R1	R2	R3	R4	R5～
①農林業の復興	被災した農地・農業施設の復旧・機能強化への支援					
	被災した森林などの早期復旧					
	農家の安定的な経営への支援及び担い手の確保・育成					
②商業の復興	被災した事業者の事業再開支援					
	商業の復興支援					
	新規創業支援などによる賑わいの創出					
③立地企業等の復興	被災した工業団地の早期復旧					
	災害に強い企業づくりに向けた取組みの支援					
	震災からの復興に向けた企業誘致の推進					
④観光の振興	道の駅あびら D51 ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大					
	回遊・交流事業による町内全域への波及促進					

基本方針4 未来へつながる復興

- ① 安心して暮らすことができる環境づくり
- ② 未来へつながる新たな交流と担い手育成
- ③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）

① 安心して暮らすことができる環境づくり

中期基本計画関連分野

- I 子育て・教育
- II 人づくり・コミュニティ
- III 経済・産業
- V 生活環境・生活基盤
- VI 行財政運営

日常の町民のつながりが災害時の共助にもつながることから、復興のまちづくりに適した新しい地域自治の枠組みを検討し、自治運営機能の強化など、持続可能な地域コミュニティの形成を目指します。

また、これまで進めてきた『第2次安平町総合計画』の将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駈けるまち」、『安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に掲げる「子育て世代に選ばれるまち・生涯住み続けることができるまち」の実現に向け、今回の震災の経験を十分に活かし、安心して暮らすことができる環境づくりの創出を進めます。

【主な取組み】

○ 町民のまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化

災害時の共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、地域と行政とをつなぐ「地域サポート制度」を充実させ、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画を策定し、協働による実践に取り組みます。

また、コミュニティ団体やボランティア団体等が行うまちづくり事業を支援するとともに、自治の主役である町民や地域団体自らが復興に向けて挑戦する取組みやプロジェクトを応援するため、活動資金を確保するためのクラウドファンディングの活用などを促す取組みを推進します。

＜事業等＞ 【基本方針2 ①から再掲】地域サポート制度の取組み推進

地域課題の解決に向けた地区別計画の策定と実践

【基本方針2 ①から再掲】コミュニティ復興支援事業

【基本方針2 ①から再掲】まちづくり事業支援交付金事業

あびら版町民チャレンジ応援事業（クラウドファンディング事業）

○ 魅力的な子育て・教育環境づくりの推進

「子育て・教育」の分野は、『第2次安平町総合計画』で「最も優れたまちの強み」を持ち、優先すべき政策分野として位置づけられています。

被災により使用できなくなった早来中学校の校舎再建を進めるとともに、(公財)日本ユニセフ協会が提唱する「こどもにやさしいまちづくり」の実現に向けた取り組みや、世界を視野に入れたグローバル社会に羽ばたくための教育環境の充実など、「育てたい暮らしたい 帰りたい」と感じられる、また、「世界に一番近いまち」と感じられる子育て・教育の環境づくりを推進します。

<事業等> 【基本方針1 ④から再掲】

早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備

日本版 CFC モデル検証事業

【基本方針1 ④から再掲】遊育推進事業

【基本方針1 ④から再掲】学びサポート事業

○ 子育て・教育分野と連動した移住・定住策の推進

震災によりやむを得ず町外に避難されている方が速やかに町内に戻ることができるための取り組みを推進するとともに、町内に立地する企業等とも連携しながら、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代や若者を主なターゲットとしながら移住・定住の取り組みを推進します。

特に、被災した早来中学校の再建に向けた早来小学校との一体型の学校整備をはじめ、当町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高め、移住・定住を推進していきます。

<事業等> 【基本方針1 ①から再掲】被災者住み替え支援事業

定住促進事業(定住促進条例関係)

定住促進事業(セットメニュー)

移住支援金支給事業

移住定住特設サイト運用事業

分譲地特別販売キャンペーン事業

○ **空き地・空き家の流動化や良質な住宅整備による魅力ある住環境形成の促進**

安心して住み続けたいとすることができる住環境の形成を目指し、良質な住宅の整備の促進に向けた取組みを推進します。

また、被災した建物の解体等で生じた空き地の流動化の促進に向けた取組みや、『安平町空家等対策計画（平成30年4月策定）』を踏まえた使用可能な空き家等の利活用に向けた取組みを推進します。

＜事業等＞ 住宅建設と連動させた公費解体跡地の流動化対策

空家住宅購入費助成事業

空家住宅賃貸リフォーム助成事業（所有者助成）

空家住宅賃貸リフォーム助成事業（借主助成）

空家活用法賃助成事業

【基本方針1 ①から再掲】安平町住宅リフォーム助成事業

長期優良住宅建設助成金

○ **町民の円滑な移動を支える公共交通の確保**

町民の移動を支える公共交通については、震災によりハイヤー会社が廃業するなどの影響があったものの、安平町デマンドバスで、自動運転車両の実用化に向けた取組みの一環として、スマホアプリでデマンドバスの予約ができる「MONET バス予約」のシステムを導入するなど、新たな取組みも始まっています。

引き続き、円滑な移動を確保するため『安平町地域公共交通網形成計画』に基づいた取組みを推進し、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。

＜事業等＞ デマンドバス交通運行事業

MONET サービス事業

循環バス運行事業

地域公共交通対策事業

安平町地域公共交通利用者助成事業

JR 室蘭線の利用促進等事業

中期基本計画関連分野

- I 子育て・教育 II 人づくり・コミュニティ
III 経済・産業

② 未来へつながる
新たな交流と担い手育成

震災を通じて、全国各地から安平町へ駆けつけてくれた数多くのボランティアや各種団体、新たな人材との交流や連携により、賑わいづくりや魅力的な取組みの展開による地域活性化を図るとともに、未来の担い手育成につなげていきます。

また、復興後の発展に向けて協力いただける企業との連携により、地方創生と未来に向けた復興の取組みを推進していきます。

【主な取組み】

○ 災害時のボランティア等との連携による取組みの推進

震災時には全国各地から延べ約 5,000 人にのぼるボランティアに駆けつけていただくとともに、そのボランティアの方々を核として新たに「(一社)安平町復興ボランティアセンター」が町内に設立され、(一社)あびら観光協会との連携による「あびら復興加速実行委員会」が立ち上げられるなど、様々な取組みが展開されています。

こうしたボランティアの方々と町内の関係者との連携による取組みを通じて、今後もそれらのボランティア等とのつながりを大切にし、地域の活性化に向けて連携した取組みを推進します。

また、これらの活動などを発展させ、「新しい公共」の担い手となるまちづくり会社や、その体制を支える中間支援組織など、将来のまちづくりを支える仕組みづくりに向けた検討を行います。

＜事業等＞ 災害ボランティアとの連携による取組み

(一社)安平町復興ボランティアセンターとの連携による取組み

登録ボランティアと町内の関係者の連携による取組み

中間支援組織やまちづくり会社などの仕組みづくりに向けた検討

○ 「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など幅広い人材との連携

震災後に協定を締結した「地域おこし企業人交流プログラム」や、復興支援や遊育・学び、クラウドファンディング推進など様々な役割を持つ「地域おこし協力隊」など、町外からの人材やその方々の持つノウハウや知見などを活かし、地域の活性化に向けた取組みを推進します。

また、首都圏における安平町出身者や立地企業など安平町に縁のある方々で構成する「東京あびら会」と連携した情報発信や交流も促進します。

＜事業等＞ 地域おこし企業人交流プログラム

地域おこし協力隊活用事業

東京あびら会と連携した情報発信等による交流人口や関係人口の拡大

○ 復興後の発展に向けた企業等との連携強化

町内に立地する企業と連携したセミナーの実施などのほか、「東京あびら会」の会員をはじめとする今回の震災時に支援をいただいた企業等とのつながりを大切にし、災害時のみならず今後の復興に向けて、それらの企業等との連携強化や新たなパートナーシップの構築に向けた取組みを推進します。

＜事業等＞ 安平町企業版ふるさと納税制度等の活用

【基本方針 2 ②から再掲】 各種企業等との災害時の協定締結の推進

【基本方針 3 ③から再掲】 企業誘致 PR 事業（企業誘致推進事業経費）

（中期基本計画関連分野）

VI 行財政運営

③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）

激甚災害というこれまでに経験したことのない状況を後世に伝えていくとともに、安平町の復旧・復興から発展する姿を伝えるため、そして町民に元気と勇気を与えるため、町の地域資源や魅力を最大限に活かした情報発信の強化とプロモーションを展開していきます。

【主な取組み】

○ 震災の記憶を後世に伝える取組みの推進

これまで経験したことのない大きな被害をもたらした北海道胆振東部地震について、その記録を残し、事実と経験、そして教訓を後世に伝えるとともに、復興への歩みを記録していくことが重要であることから、震災に関する資料、写真・映像資料等の収集・保存をし、アーカイブサイトや記録誌など震災の記憶をつなぐ取組みを実施します。

＜事業等＞ 胆振東部地震デジタルアーカイブサイトの充実
復興記録誌作成事業

○ 復興や町の魅力を伝える戦略的なシティプロモーションの推進

あびらチャンネルで制作した動画等を活用し、震災からの復旧・復興の様子とともに、町の強みでもある「子育て」環境をはじめとした町の魅力を広報紙やホームページ、SNS などといった媒体を活用してより広く発信し、交流人口や関係人口の増加、さらには定住人口の拡大につなげるためのシティプロモーションの取組みを戦略的に展開します。

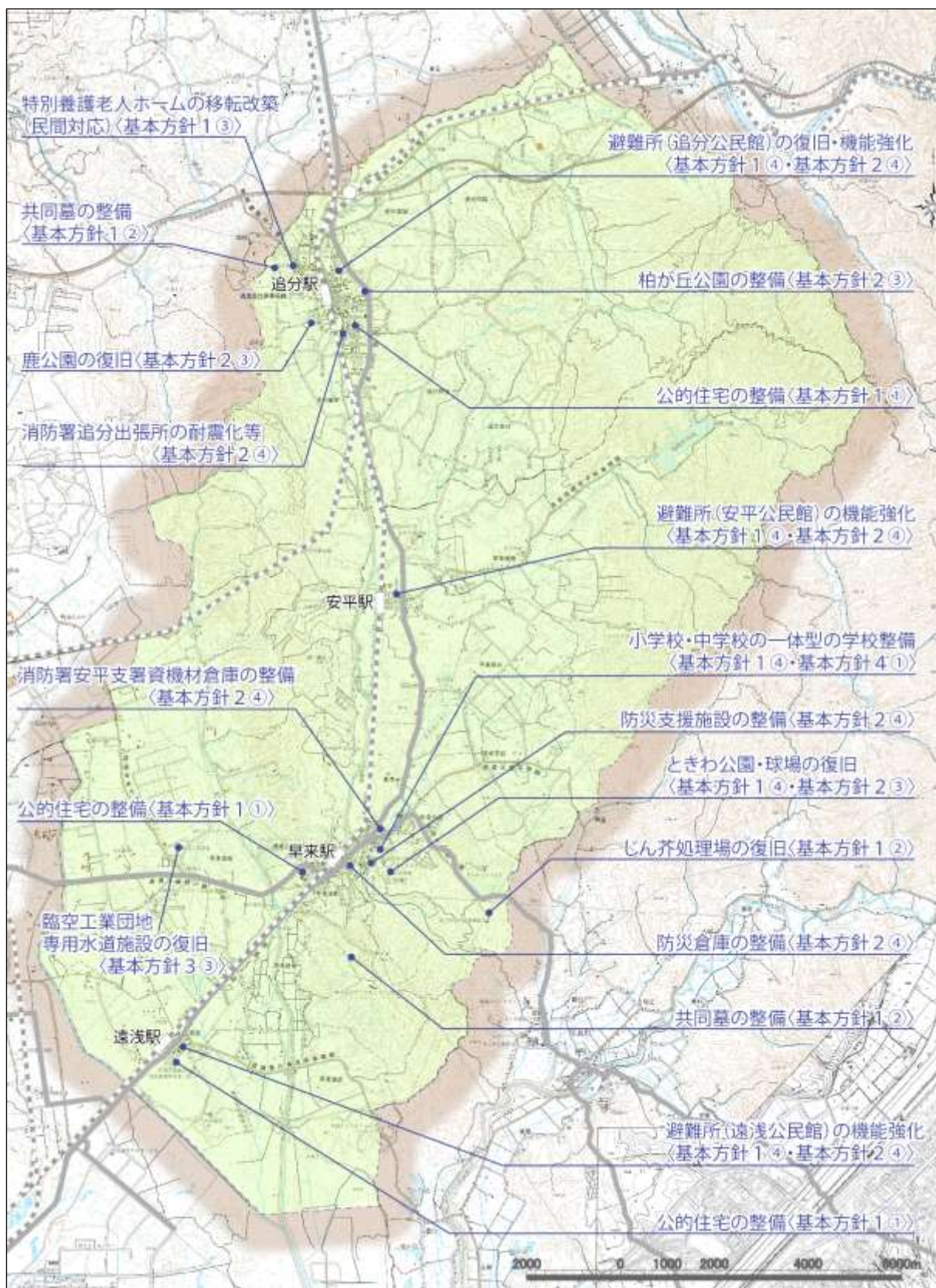
＜事業等＞ シティプロモーション戦略推進事業
安平町ホームページ制作事業

【基本方針 3 ④から再掲】 道の駅プロモーション戦略事業

基本方針4 未来へつながる復興 ロードマップ

取組み		R1	R2	R3	R4	R5～
①安心して暮らす ことができる環 境づくり	町民のまちづくり活動の促進に よる地域コミュニティの活性化					
	魅力的な子育て・教育環境づくり の推進					
	子育て・教育分野と連動した移 住・定住策の推進					
	空き地・空き家の流動化や良質な 住宅整備による魅力ある住環境 形成の促進					
	町民の円滑な移動を支える公共 交通の確保					
②未来へつながる 新たな交流と担 い手育成	災害時のボランティア等との連 携による取組みの推進					
	「地域おこし企業人」や「地域お こし協力隊」など幅広い人材との 連携					
	復興後の発展に向けた企業等と の連携強化					
③町の魅力発信の 強化（プロモー ション）	震災の記憶を後世に伝える取組 みの推進					
	復興や町の魅力を伝える戦略的 なシティプロモーションの推進					

主な復興関連事業位置図



※ 道路・橋梁、水道・下水道の復旧工事については、町内全域で実施されているため記載を省略

第6章 復旧・復興の推進

1. 計画の推進体制

復興テーマ「あびら^{りよく}力を結集した未来へつながる復興を目指して」の実現に向けて、北海道胆振東部地震からの一日も早い復旧・復興を目指し、町民・地域・民間、そして、安平町に関わる全ての方々と行政との協働による取組みを推進します。

また、平成30年10月に設置した「安平町復興推進本部」が中心となり、全職員が一体となって復興に向けた事業の推進に取り組みます。

安平町復興推進本部

設置 平成30年10月10日

所掌事務 (1) 都市整備の計画、設計及び実施に関すること。
(2) 被災者の生活再建支援に関すること。
(3) その他復興に係る町長特命事項に関すること。

組織

【本部長】町長

【副本部長】副町長・教育長

【アドバイザー】

新潟大学 田村圭子教授、富山大学 井ノ口宗成准教授
国立研究開発法人防災科学技術研究所 上石勲センター長
学校法人リズム学園 井内聖学園長
株式会社 FoundingBase 林賢司共同代表取締役
ソフトバンク株式会社 宮本直哉参与

【本部員】 総合支所長、総務課長、政策推進課長、税務住民課長、税務住民課参事、産業経済課長、産業経済課参事、建設課長、建設課参事、会計課長、健康福祉課長、健康福祉課参事、水道課長、水道課参事、住民サービス課長、地域推進課長、教育委員会教育次長、教育委員会参事、農業委員会事務局長、議会事務局長、安平・厚真行政事務組合事務局長 (事務局) 総務課

復興・生活再建支援室

- 被災者の生活再建支援に関すること。
- その他復興に係る町長特命事項に関すること。

復興まちづくり計画室

- 都市整備の計画、設計及び実施に関すること。
- その他復興に係る町長特命事項に関すること。

2. 計画の進行管理

計画に位置づけた取組みを効果的・効率的に展開するため、『第2次安平町総合計画』とともに、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））により進行管理を行います。

それらの結果を踏まえるとともに、社会環境の変化なども考慮し、安平町未来創生委員会や安平町議会などの意見を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

3. 持続可能な財政運営と復興財源の確保

安定的な復興事業の実施に向けては、中長期的な視点に立った財政基盤の確立を行いながら、『第2次安平町総合計画』に位置づけた事業と一体的に取組みを展開するとともに、町に寄せられた寄付金等を復興関連事業に活用していきます。

また、円滑な復興の推進のため、必要な制度改正や財政措置等について、国や道に対して継続的に要望を行っていきます。